

満65歳になる方へのお知らせ

あなたは、現在、障害福祉サービスを利用されていますが、このたび65歳になられますので、介護保険制度と障害福祉サービスで共通するサービスは、原則として介護保険を優先して利用していただくこととなります。

介護保険は、介護が必要となってもできる限り住みなれた自宅で、自立した生活ができるよう、必要な福祉サービスが総合的に受けられる社会保険制度です。

65歳以上の方は、寝たきりや認知症などで常に介護が必要な状態になったり、家事や身支度など、日常生活に支援が必要になったときには、認定を受けることによってサービスが受けられます。

介護保険の認定申請は、お住まいの区域の各保健福祉総合センター地域福祉課（介護保険係）で、受け付けております。なお、介護保険制度でのサービスの利用が認められない場合は、引き続き、障害福祉サービスを利用していただくこととなります。

（参考）介護保険制度と障害福祉サービスで共通する居宅サービス

介護保険の居宅サービス	障害福祉の居宅サービス	優先度
ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス ガイドヘルプサービス	ホームヘルプサービスは介護保険が優先します。 ガイドヘルプサービスは、社会参加や余暇活動などの利用は引き続き可能ですが、通院介助については、介護保険が優先します。
デイサービス	生活介護	介護保険が優先します。
ショートステイ	ショートステイ	介護保険が優先します。

（介護保険の申請に必要なもの）

- ・介護保険証
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・印鑑

（お問合せ先） 堺市 ★保健福祉総合センター〇〇課 〇〇係

TEL ★★

FAX ★★



（参考条文）介護保険法による給付との調整

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条（抄）

自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付その他の法令に基づく給付のうち、自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度額において、行わない。